

# 山形県立山形工業高等学校 後援会 規約

## (名称)

第1条 本会は、山形県立山形工業高等学校後援会と称し、事務局を同校におく。

## (目的)

第2条 本会は、同校の振興・充実を図るを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1)部活動振興に関すること。
- (2)本校の教育条件の整備に関すること。
- (3)その他目的達成に必要な事項。

## (会員)

第4条 本会は、次の会員で構成する。

- (1)保護者
- (2)教職員
- (3)三光会
- (4)賛助会員

## (役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)顧問 若干名
- (4)理事 若干名
- (5)幹事 若干名(事務局長 1名、事務局次長 若干名を含む)
- (6)監事 2名

## (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1)会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3)顧問は、会務の執行について意見具申ができる。
- (4)理事は、会務・事業の企画・立案、およびその執行にあたる。
- (5)幹事は、会務の事務を処理する。
- (6)監事は、本会の会計を監査する。

## (役員の任期)

第7条 役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。欠員を補充した場合は、その残任期間とする。

## (役員の選出)

第8条 役員の選出は、次の通りとする。

- (1)会長は、三光会会長とする。
- (2)副会長は、学校長・PTA会長および賛助会員の代表者とする。
- (3)顧問は、元前校長、元前PTA会長とする。
- (4)理事・幹事・監事は、それぞれの団体で選出し、総会の承認を得て会長が委嘱する。

## (機関)

第9条 本会に、次の機関をおく。

- (1)総会  
総会は、全会員をもって構成し、次の事項を議決する。
  - ①役員承認。
  - ②予算および決算に関すること。
  - ③会務および事業に関すること。
  - ④規約の変更。
  - ⑤その他必要な事項。なお、緊急を要する場合は、理事会をもってこれに代えることができる。
- (2)理事会  
理事会は、必要に応じて会長がこれを召集し、会務に関する重要事項を企画し、且つ総会に提出するための原案を審議する。
- (3)幹事会  
幹事会は、会務の企画およびその執行にあたる。

## (会計)

第10条 本会の収入は、会員の会費、その他の収入金をもってあてる。

金額は別に定める。

第11条 支出規定は、別に定める。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## (帳簿)

第13条 本会に、次の帳簿をおく。

- (1)予算書、決算書、会計簿
- (2)会議録
- (3)会員名簿
- (4)その他必要な帳簿

## (付記)

1. 本会の規約は、昭和62年3月16日制定し、昭和62年3月16日施行する。
2. 昭和63年5月12日(役員)、(会計)の一部を改正する。
3. 平成13年4月27日(役員)の一部を改正する。
4. 平成14年4月26日(会計)の一部を改正する。